

徳島県犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が犯罪被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活の早期回復を支援することを目的として給付する徳島県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。ただし、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察、国、地方公共団体、その他の関係機関（以下「警察等」という。）への照会等により知事が確認できるものに限る。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。

(5) 遺族 犯罪被害者の死亡の当時、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。以下同じ。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子（犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子であって、その母が当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたものを含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

ウ イに掲げる者に該当しない犯罪被害者の子（犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子（その母が当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたものを除く。）を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(6) 重傷病 負傷もしくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。

(7) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、

人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

- （8）犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

（見舞金の種類、給付額及び給付対象者）

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところによる。ただし、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

（1）遺族見舞金

ア 給付額

60万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号及び第3号に規定する見舞金を給付後に死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する次条の規定により遺族見舞金の給付を受けることができる遺族の順位が第1順位のもの（以下「第1順位遺族」という。）

（2）重傷病見舞金

ア 給付額

30万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する者であって、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

（3）精神療養見舞金

ア 給付額

5万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する者であって、犯罪行為により精神疾患を負った犯罪被害者

- （4）前3号に掲げる見舞金について、給付対象者が、犯罪行為が行われた時において、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた場合は、県内に居住していたことが客観的に確認できる書類を提出することにより、「県内に住所を有する者」とみなすことができるものとする。

- （5）既に重傷病見舞金又は精神療養見舞金の給付を受けた者が、当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該給付済みの見舞金と第

1号アに規定する額との差額を給付するものとする。

(遺族見舞金の受給権者及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族の順位は、第2条第5号ア、イ及びウの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

2 前項の場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母についても、同様とする。

3 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。犯罪被害者の死亡後、遺族見舞金の給付を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の給付申請)

第5条 見舞金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、徳島県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書(様式第1号)又は徳島県犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金・精神療養見舞金)給付申請書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者が、当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又はやむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。)であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等)

カ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事

実を認めることができる書類

キ 遺族見舞金の給付を受けることができる第1順位遺族が2人以上あるときは、徳島県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）

ク 代理人による代理申請を行うときは、代理人であることを証明する書類

ケ その他、知事が必要と認める書類

（2）重傷病見舞金又は精神療養見舞金

ア 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記したものとし、精神療養見舞金に係るものにあつては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記したもの）

イ 申請者が、当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又はやむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

ウ 代理人による代理申請を行うときは、代理人であることを証明する書類

エ その他、知事が必要と認める書類

（給付の申請期限）

第6条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条各号に掲げる危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日）から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

なお、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあつても、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付時の犯罪被害を知った日から2年を経過したときには、これを行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、前条の申請を行うことができる。

（給付の決定等）

第7条 知事は、第5条の規定による申請があつたときは、審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、徳島県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第4号）又は徳島県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査することができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に婚姻関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。))を含む。)又は3親等以内の親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。))のほか、暴力団等に協力し、又は関与する等暴力団等と密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(見舞金の請求)

第9条 第7条第2項に規定する見舞金の給付決定通知を受けた者は、徳島県犯罪被害者等見舞金給付請求書(様式第6号)により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

(見舞金給付決定の取消し)

第10条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。
- 3 知事は、前2項の規定により見舞金の給付決定を取り消したときは、徳島県犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書(様式第7号)により見舞金の給付決定を受けた者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により見舞金の給付決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定による見舞金の返還に係る加算金及び延滞金については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号)第15条の2に準ずるものとする。

（個人情報の収集及び提供）

第 12 条 知事は、見舞金の給付を行うに当たり必要な範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）に基づき、警察等から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

（報告等）

第 13 条 知事は、必要に応じて、見舞金の給付を受けた者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。